



鳥取県公報

平成15年 5月15日(木)
号外第76号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(321)(管理課)..... 1

告 示

鳥取県告示第321号

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程を次のように定める。

平成15年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程

(目的)

第1条 この規程は、土木施設の愛護を行う団体に対し、必要な支援又は清掃等の業務委託を行うことにより、持続的な土木施設の愛護活動を促進し、土木施設の愛護の思想の普及及び土木施設の維持保全を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「土木施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)の規定による一般国道のうち県の管理に係るもの及び県道(以下「道路」という。)
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園のうち県の管理に係るもの(以下「公園」という。)
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による一級河川のうち県の管理に係るもの及び二級河川(以下「河川」という。)
- (4) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設及び同条第2項に規定する公共海岸のうち県の管理に係るもの(以下「海岸」という。)
- (5) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの(以下「港湾施設」という。)並びに漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設及び同法第2条に規定する漁港の区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの(以下「漁港施設」という。)

(愛護ボランティア団体の登録)

第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、

婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄地方県土整備局長又は日野総合事務所県土整備局長（鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「局長等」という。）を經由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体（以下「愛護団体」という。）として登録し、その旨を局長等に通知するとともに、当該団体に対し、様式第2号による登録証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により登録した愛護団体について様式第3号による台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。

（愛護団体の活動）

第4条 愛護団体が実施する活動内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- （1）道路の清掃、除草又は植栽管理
- （2）公園の整地、清掃、除草又は植栽管理
- （3）河川の清掃、除草又は植栽管理
- （4）海岸の清掃又は除草
- （5）港湾施設又は漁港施設の清掃、除草又は植栽管理
- （6）その他土木施設の愛護の思想の普及のために必要な活動

第5条 知事は、別に定めるところにより、愛護団体が行う前条の活動に対し必要な支援を行うとともに、愛護団体に対し清掃等の業務委託を行うことができる。

第6条 知事は、別に定めるところにより、活動実績の優秀な愛護団体に対して、その功勞に報いるとともに、土木施設の愛護の思想の普及を図るため、表彰することができる。

（愛護ボランティア団体活動推進協議会）

第7条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、各地方県土整備局及び日野総合事務所県土整備局（鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所）に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、毎年度当初及び毎年度末に開催するものとし、当該年度に愛護団体が実施する第4条の活動に関する計画の調整及び当該活動の実績の評価を行う。

（その他）

第8条 この規定の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成15年5月15日から施行する。

（鳥取県道路等愛護奨励規程の廃止）

2 鳥取県道路等愛護奨励規程（昭和43年鳥取県告示第511号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程の施行の際現に旧規程第3条第3項の規定により結成届を提出している団体は、第3条第3項の規定による登録を受けた団体とみなす。

様式第1号(第3条関係)

土木施設愛護ボランティア団体登録申請書

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称
代表者 住 所
氏 名

を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体としての登録を受けたいので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 団体の名称及び代表者の氏名
- 2 団体の所在地及び連絡先
- 3 構成人数
- 4 活動予定場所
- 5 その他

様式第2号(第3条関係)

登 録 証

団体名

を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体として、貴団体を登録したことを証します。

年 月 日

職 氏名 印

